

このたび、新しい助成金制度を制定しました！

対象要件

- (1) **熊本県外の学校**が学校行事として行う教育旅行であること
- かつ
- (2) **熊本市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること**



対象期間

令和8年7月1日以降宿泊分より
※申請：令和8年4月1日より可能

申請対象者

旅行業法の規定に基づく
旅行業の登録を受けている**旅行業者**
※旅行団体から直接の申請はできません

助成金額

次のいずれかをお選びください

- (1) 貸切バス借上費：貸切バス1台につき50,000円まで
 - (2) 熊本市内宿泊費：1人1泊につき2,000円まで
- ※助成限度額 1校につき200,000円

その他

- 本助成制度は、「熊本市内宿泊教育旅行誘致助成金交付要項」に基づき実施いたします。
- 申請の流れについては、裏面をご参照ください。
- 以下の条件は助成範囲内になります。
2泊以上の宿泊、熊本市内の民泊利用、海外からの教育旅行（海外送金可能）
その他ご不明な点がございましたら申請前にお問い合わせください。
- 予算の上限に達しましたら、終了する場合があります。

詳細はこちら

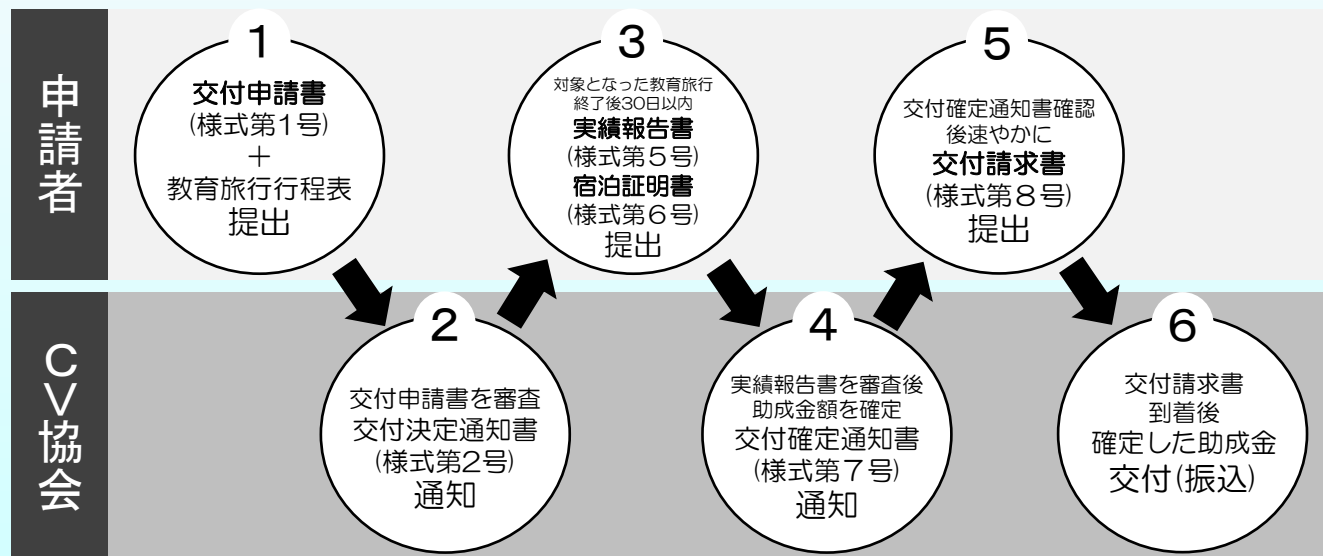


【お問い合わせ】

〒860-0041
熊本市中央区細工町4丁目30-1扇寿ビル5階
(一財)熊本国際観光コンベンション協会
担当：観光誘致課 観光誘致班
TEL：096-359-1788
FAX：096-359-8520
メール：tourism@kumamoto-icb.or.jp



熊本市内宿泊教育旅行誘致助成金交付までの流れ



1. 交付申請書 (様式第1号) の提出

交付申請書と教育旅行行程表 (宿泊施設が記載されたもの) を、電子メール(押印済のPDF)にて tourism@kumamoto-icb.or.jp 宛てに提出してください。

※教育旅行開始日の前日から起算して14日前までに必着

2. 交付決定通知 (様式第2号)

申請書を審査後、助成金を決定をし、交付決定通知書を申請者へ通知します。

※申請内容に変更や中止の事由が生じた場合、変更申請書 (様式第3号) を提出してください。
審査後、交付変更 (取消) 通知書 (様式第4号) を申請者へ通知します。

3. 実績報告書 (様式第5号) 及び宿泊証明書 (様式第6号) の提出

教育旅行終了後、実績報告書及び宿泊証明書を、電子メール(押印済のPDF)にて提出してください。

※教育旅行終了後30日以内かつ当該事業年度内に必着

4. 交付確定通知 (様式第7号)

実績報告書を審査後、助成金を確定し、交付確定通知書を申請者へ通知します。

5. 交付請求書 (様式第8号) の提出

交付確定通知を受けた申請者は、交付請求書を電子メール(押印済のPDF)にて提出してください。

※申請者からの提出物が各期限までに提出されない場合、助成できない場合があります。
あらかじめ御了承の上、期限内のご提出をお願いいたします。

熊本市内への教育旅行をお待ちしております！

